

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月12日（金）午後2時35分から午後3時50分
2. 開催場所 里庄町福祉会館 2階 研修室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 櫻市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第4 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第5 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

- 議長 ただ今から令和5年第5回総会を開会いたします。
- 本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しております。総会は成立しております。
- 議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。
- (異議なし)
- それでは、6番辻田樫市委員、7番仁科義弘委員にお願いいたします。
- 議事日程第2の会議書記の指名を行います。
- 本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。
- それでは、議事に入ります。
- 今回上程されています議案第6号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第6号についてご説明いたします。
- 整理番号は2でございます。
- 本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。
- 譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。
- 申請地は1筆、地目は田、面積は150m²です。
- 今回、譲受人が増反を目的に贈与するため申請が行われました。
- 小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。
- 以上です。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
- 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。
- 譲受人が申請地を管理しており、増反のため贈与することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。
- 以上です。
- 議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。
- 番 2人の関係は。
- 事務局 遠縁にあたります。
- 議長 その他質問、意見等はございませんか。
- (質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第6号、整理番号2は許可と決定します。

続きまして、整理番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は3でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●です。

申請地は1筆、地目は畠、面積は482m²です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲渡人の祖母の代から譲受人が耕作しており、譲受人が増反のため購入することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号3は許可と決定します。

続きまして、整理番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、4でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畠、面積は753m²です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時

従事するか、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

譲受人が申請地を管理しており、増反のため購入することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ござりますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号4は許可と決定します。

続きまして、整理番号8について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、8でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畠、面積は307m²です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

申請地は以前、●●さんが●●目的で農地を利用しておりましたが、利用権設定期間満了により、譲受人が増反のため購入することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ござりますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号8は許可と決定します。

続きまして、整理番号9について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は9でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は784m²です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されている状況です。

譲受人が申請地を管理しており、増反のため購入することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号9は許可と決定します。

続きまして、議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第7号についてご説明いたします。

整理番号は1でございます。

本件は、農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく申請でございます。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は3

21m²です。

今回、●●●●さんが申請地への進入路整備を目的に一時転用の申請が行われました。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界に擁壁と建築ブロックによる土留めを設置して、隣接地へ土砂が流出しないようになっています。

雨水については、既存水路へ接続します。

生活排水については、進入路のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、影響はないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は進入路の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとのことであり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政府の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第4条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第7号、整理番号1は許可と決定します。

続きまして、整理番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は5でございます。

本件は、農地の形状変更に係る農地法第4条に基づく申請でございます。

申請地は1筆、地目は田、面積は753m²です。

転用の目的は●●●●さんが畑として農地の嵩上げを実施するもので

す。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されている状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、申請地と隣接地の境界部分より控えて法面とすることで土砂が流出しないようになっています。

雨水については、自然透水と南側水路へ接続します。

生活排水については、農地のためありません。

近隣農地への日照及び通風については、影響がないと判断します。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は農地の形状変更であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第4条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第7号、整理番号5は許可と決定します。

続きまして、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第8号についてご説明いたします。

整理番号は6でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、使用賃借権設定に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は200m²です。

今回、譲受人が自己住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣地との境界部分に擁壁を設置し、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、宅地内に設けた枠に集め、その後道路側溝へ放流します。土砂は枠でいったん沈殿させるようにし、直接流れ出ないよう計画されています。

生活排水については、公共下水道に接続します。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので影響はないと判断します。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は個人住宅の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号6は許可と決定します。

続きまして、整理番号7について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は7でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は487m²です。

今回、譲受人の●●さんが建売住宅建設用地として取得し、建売住宅2棟を建築するため申請が行われました。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣地との境界部分に擁壁を設置し、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、宅地内に設けた枠に集め、その後道路側溝へ放流します。土砂は枠でいったん沈殿せるようにし、直接流れ出ないよう計画されています。

生活排水については、公共下水道に接続します。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅建築ですので影響はないとの判断します。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は分譲住宅の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関する行政の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ござりますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号7は許可と決定します。

続きまして、整理番号10について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、10でございます。

本件は農地の使用目的の変更、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は3筆、地目は田と畠、面積は合計で1,746m²です。

今回、譲受人の●●さんが公会堂用地として取得し、分館公会堂を建築するため申請が行われました。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣地との境界部分にコンクリート土留めを設置し、隣接地へ土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、申請地内に水路を設け、既存水路へ放流します。

生活排水については、今年度、前面道路への下水道を整備する予定なので、下水道整備後は公共下水道への接続を予定しています。整備完了までは仮設トイレを設置して対応する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、平屋建ての公会堂建築なので影響ないと判断します。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は分館公会堂の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号10は許可と決定します。

続きまして、整理番号11について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、11でございます。

本件は農地の使用目的の変更、賃貸借権設定に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は810m²です。

今回、譲受人の●●さんが露天駐車場として賃貸借権設定のため申請が行われました。

許可後の権利存続年数は3年です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣地よりも低いため土砂の流出はないと判断します。

雨水については、前面の道路側溝へ排出します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風については、影響ありません。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。
事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場の造成であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関する行政の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号11は許可と決定します。

続きまして、整理番号12について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は12でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、賃貸借権設定に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は2筆、地目は田、面積は合計で1,095m²です。

今回、譲受人の●●さんが露天駐車場として賃貸借権設定のため申請が行われました。

許可後の権利存続年数は30年です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、整地、アスファルト舗装するので土砂の流出はないと判断します。

雨水については、敷地内に水路を設け、既存水路へ排出します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風については、影響ありません。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号 12 は許可と決定します。

以上をもちまして、令和5年第5回総会を閉会いたします。